

藤井寺市行財政改革指針

令和2年5月

藤井寺市

目 次

はじめに.....	1
I. 策定の背景.....	2
1. これまでの行財政改革の取組	
2. 行財政改革推進プラン2016の総括	
II. 現状について.....	4
1. 人口の推移	
2. 財政状況	
III. 新たな指針.....	6
1. 新たな行財政改革について	
2. 基本目標	
3. 取組方針	
4. 取組項目	
IV. 取組期間と推進方法について.....	12
1. 取組期間	
2. 推進体制	
3. 推進状況の確認	
4. 具体的な推進方法	
<資料編>	
1. 財政収支見通しの前提条件（一般財源ベース）	14
2. 行財政改革推進プラン2016の進捗状況	16
3. 用語解説	19

*本文中の「※」は、巻末に用語解説があることを示します。

はじめに

令和元年5月より、生まれ育った藤井寺市の市長に就任し、「藤井寺市の未来はみんなで作る」という強い思いのもと、多くの方々の声に耳を傾けながら、市民の皆様安心して暮らしていただけるまちづくりを進めています。

市では、これまでも行財政改革に取り組んできましたが、少子化や超高齢化、自然災害の多発など、社会情勢はめまぐるしく変化しています。そのような情勢の中で、まちの将来像である「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現に向け、健全な行財政運営を実現するための方向性を定めるため、「藤井寺市行財政改革指針」を策定しました。

市民の皆様へ

私は、風通しの良い市政を掲げ、皆様からいただくご意見・ご要望をお聞きし、市政運営に取り組ませていただいております。

今後も安心して暮らせるまちづくりを進めるには、コスト意識を持つことはもちろんですが、時代に合わせて行政サービスの提供方法を見直すことなど、新たな視点で行財政改革を行うことが必要と考えております。

限りある市の経営資源を効果的に活用できるよう努めてまいりますので、皆様のお力添えを、よろしくお願いいたします。

職員の皆さんへ

市役所の変革や市民の皆様の声にこたえていくためには「市民目線」に立った改革が必要です。そのためには、前例や従来のお考え方に固執せず、時代の移り変わりに合わせ、自らの意識も変えていかなければなりません。

お客様第一主義の精神を持ちながら、自らに何ができるかを考え、提案し、スピード感を持ち、柔軟な発想で今後の行政サービスを見据えて業務に取り組んでください。

最後になりましたが、行財政改革の推進は、今を生きる世代のみならず、将来世代の暮らしにも大きな影響を与えます。現在と未来の世代が、等しく藤井寺市で暮らす幸せを実感できるよう、「みんな」で改革を進め、輝く未来を創っていきましょう。

令和2年(2020年) 5月

藤井寺市長 岡田 一樹

I 策定の背景

1. これまでの行財政改革の取組

本市では、昭和61年3月に「行財政改善の推進方針」を策定し、その後も「行政改革大綱」の策定などにより、より効率的で効果的な行財政運営を目指す姿勢のもと、取り組みを続けてきました。

平成18年度には、地方交付税^{*1}や国庫支出金^{*2}の減少などにより赤字決算となったため、「財政健全化プログラム」を策定し、財政の健全化へ向け、重点的に取り組んできました。その結果、平成21年度決算では黒字化を達成し、平成24年度までは黒字決算を維持しながら、不測の事態に備えるため財政調整基金^{*3}を積み立ててきました。

しかしながら、社会保障関連経費を始めとした財政需要の増大などにより、平成25年度決算では、再び財政調整基金を取り崩さなければ黒字が維持できない状況となりました。更に、平成27年10月末時点では、4年後の令和元（平成31）年度末に早期健全化基準^{*4}を下回る20億円を超える大幅な赤字が発生することが見込まれたため、更なる財政健全化を目指し「行財政改革推進プラン2016」を策定し、改革に取り組んできました。

2. 行財政改革推進プラン2016の総括

平成28年度から令和元年度の4か年を計画期間とする「行財政改革推進プラン2016」（以下「前プラン」という。）では、第一の目標として「早期健全化団体^{*5}への転落回避」、第二の目標として「実質収支^{*6}黒字の確保」という財政面における2つの目標を立て、6つの行革方針と25個の取組項目を掲げた行財政改革に取り組んできました。

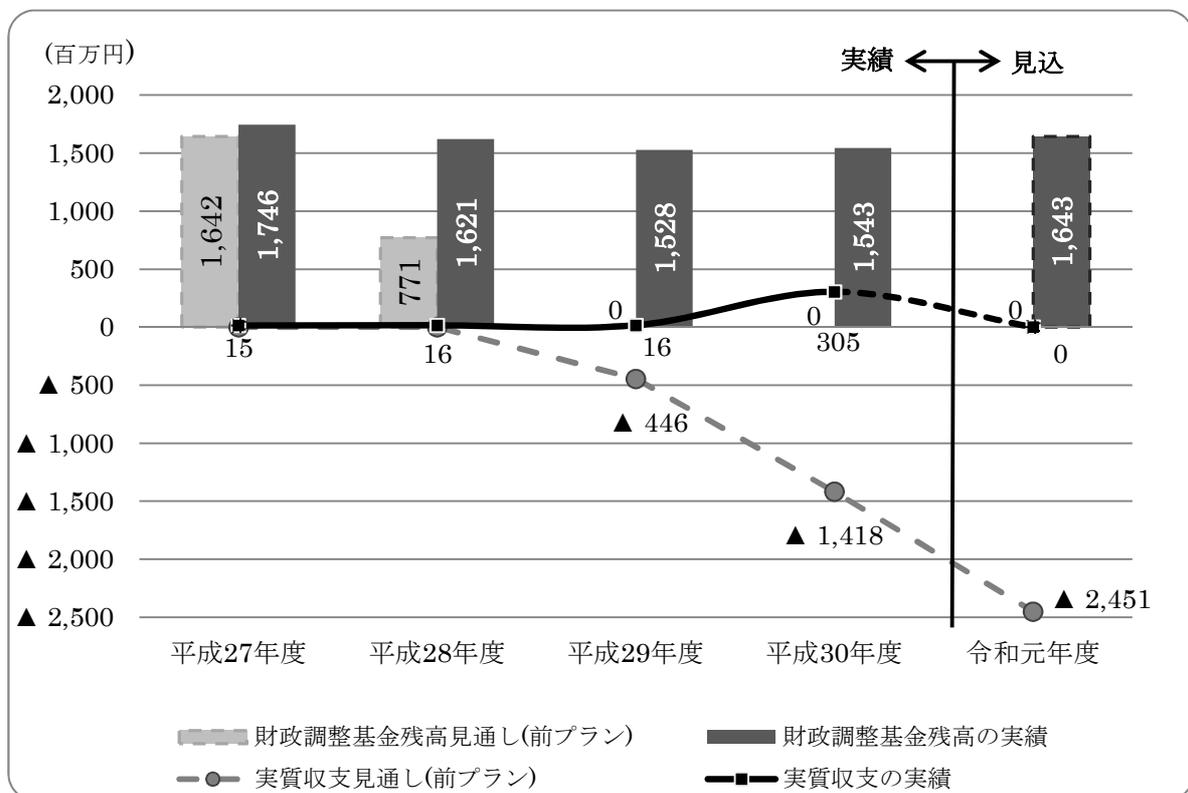
市民の皆様のご協力のもと、これらの行財政改革に取り組むことにより、取組期間の4年間における想定効果額は約7億9千万円となりました。なお、各取組項目の内容については、資料編として16ページから18ページに記載しています。

前プラン策定時における収支見通しと決算状況について

前プラン策定時の収支見通し（平成27年9月末時点）では、平成29年度に財政調整基金が枯渇し、その後、赤字決算が続くという非常に厳しい財政状況が見込まれていました。しかし、平成30年度まで各年度の決算は黒字となり、平成30年度では、平成24年度以来となる財政調整基金を取り崩さずに黒字決算を達成することができました。

計画期間の最終年度となる令和元年度の決算は、今後、確定することになりますが、前プランの期間内を通して財政調整基金を取り崩した年度があったものの、「早期健全化団体への転落回避」及び「実質収支黒字の確保」の2つの目標は、おおむね達成できる見込みとなっています。

（図1）前プラン策定時の収支見通しと実績の推移（財政調整基金残高及び実質収支）

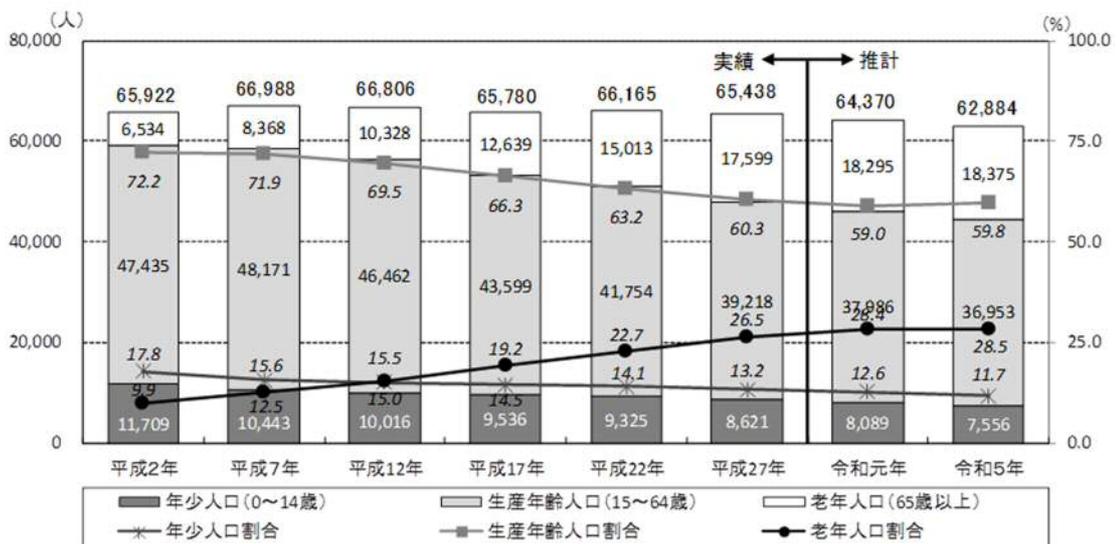


Ⅱ 現状について

1. 人口の推移

本市の人口も近年は減少傾向にあり、全国的な人口減少の推移や近隣団体の動向を踏まえると、当面の間、この傾向は続くことが予測されます。

(図2) 人口の動向と推計(「第五次総合計画後期基本計画」より)



資料：平成2年～平成27年は国勢調査(各年10月1日)

令和元年、令和5年における推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計から算出。

※年齢不詳を除いているため、年齢別人口を合計したものと総人口が合致しないことがあります。

年齢3区分別人口の変化を見ると、15歳未満の年少人口と社会保障を支える15歳から64歳の生産年齢人口は減少傾向が続いています。一方、65歳以上の老年人口は、増加が続いており、今後もこの傾向が続くことが予測されます。

人口減少が市に与える影響として、自治会など地域の集まりへの参加者の減少による共助機能の低下や、地域の行事や歴史文化の継承を担う人材の不足、空家等の発生による保安、衛生上の問題が発生することなどが危惧されます。

また、財政面に与える影響として、歳入では、多くを占める市・府民税を始めとする個人住民税等の税収について、納税者数が減少することにより減収が想定されることや、歳出では、高齢化がこれまで以上に進むことによる社会保障関連経費の増大などが想定されます。

2. 財政状況

全国的な景気動向の改善や、市税収入が5年ぶりに80億円を超えたことなどにより、平成30年度決算は、6年ぶりに財政調整基金を取り崩すことなく実質収支の黒字化を達成することができました。

しかしながら、今後の収支を見込むと、歳入面では、納税者数の減少などにより市税の継続的な増加を見込むことは困難な状況です。また、歳出面では、社会保障関連経費の増大や老朽化が進む公共施設やインフラ（道路、橋りょう、上水道、下水道など）の整備にかかる費用、近年、多発する災害への対策費用など、多額の財政需要が見込まれています。

(図3) 実質収支と財政調整基金残高の決算見込推移

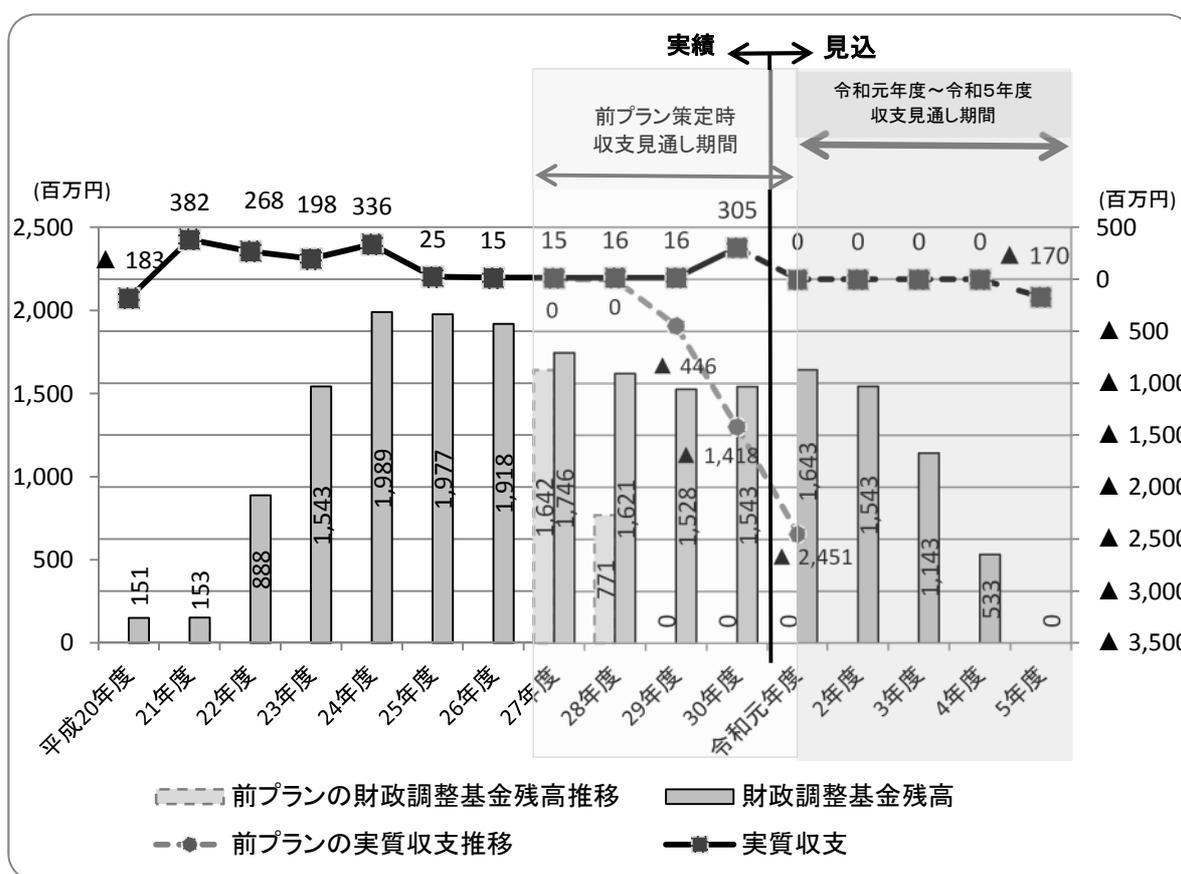


図3は、近年の決算状況をもとに、今後見込まれる収支の見込を示したものです。

前プラン策定時には、4年後の令和元年度末に20億円を超える多額の赤字を抱え、早期健全化基準を超える可能性が見込まれており、財政健全化が最大の課題でしたが、現在の見通しは、当時の見込みから一定の改善が見られます。

しかしながら、今後も収支不足が続くことが見込まれているため、財政健全化へ向けた取組を継続的に行う必要があります。

Ⅲ 新たな指針

1. 新たな行財政改革について

前プランの計画期間（平成 28 年度から令和元年度まで）が終了し、新たな行財政改革の取組に関する方向性を示すため、「藤井寺市行財政改革指針」（以下「本指針」という。）を策定するものです。

今後、更なる高齢化により増大する社会保障関連経費や、施設整備などへの対応、更に、人口構造や社会情勢の変化により新たに発生する多様な行政ニーズに迅速かつ柔軟に対応しなければなりません。そのためには、ICT^{※7} 技術を最大限に活用することや、行政以外の主体との積極的な連携により、健全で時代に合った行財政運営が求められます。

よって、これまで主として取り組んできた、歳入の確保や歳出の削減といった財源を生み出す改革に引き続き取り組むとともに、将来にわたって行政サービスを安定的に提供し続けるための行財政改革に取り組めます。

2. 基本目標

○ 健全な行財政運営の実現

自立したまちづくりを展開していくためには、まちづくりの質的向上を図るとともに安定した財政基盤の確立が不可欠となります。厳しい財政状況が続いている状況を脱するため、積極的な自主財源の獲得と新たな行政ニーズに的確に対応できる体制を構築し、歳入歳出のバランスのとれた健全な行財政運営を目指します。そのため、歳出の削減や歳入の確保を目的とした従来の財政面を重視した改革に、引き続き取り組むこととします。

○ 時代に合った行政サービスの強化

社会情勢の変化や、多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、時代に合わせた行政サービスを適切に提供するため、さまざまな行政課題を解決するための取組を推進します。推進にあたっては、ICTの活用による事務の効率化や、行政以外に市民や事業者、各種公益活動団体^{※8}が実施する公益活動と連携・協働して課題解決を図るなど、財政面の取組だけでなく多角的な視点から行政改革を推進します。そのため、市が進める改革の取組には、短期的に財政収支にマイナスの影響を与えるものや、労力や資源を投入する必要がある取組も出てきますが、新たな行政ニーズへの対応を見据え、中長期的な行政サービスの安定的な提供の観点から取り組むべきと判断できる場合は、改革の一環として積極的に推進することとします。

3. 取組方針

本指針では、2つの基本目標のもと、以下の4つの取組方針に基づき、計画期間内に取り組むべき事項を定めるものとします。

【4つの取組方針】

- 取組方針 1 協働によるまちづくり
- 取組方針 2 持続可能な財政基盤の確立
- 取組方針 3 事業・施設の最適化
- 取組方針 4 組織の活性化

<4つの取組方針のイメージ>



それぞれの取組方針は、2つの基本目標の実現を図るために位置づけるものですが、各々が完全に独立した位置づけとなるものではありません。個々の取組方針における内容には、他の方針と重複するものもあり、複数の取組方針に位置づける場合もあります。

4. 取組項目

取組方針 1 協働によるまちづくり

社会情勢の変化や市民の価値観の多様化により、地域社会には高齢化の進展、単身者や核家族の増加などの課題が現れてきています。このような課題に対しては、行政からの積極的な情報発信・情報提供をするだけでなく、市民等の声の収集によって相互理解を深めながら、課題解決を目指します。また、市民や公益活動団体、民間事業者や教育機関等、多様な主体との連携・協働により、効果的な新しい行政サービスのあり方を検討しながら、住みよいまちづくりを進めます。

・市民等と行政の相互理解の推進

市ホームページやFacebook（フェイスブック）などを活用した積極的な情報発信のみならず、的確に行政ニーズを把握し、市民の声を市政に反映させるため、市長や職員がまちに出て市民と話すタウンミーティングの開催によって意見交換や相互理解の場を創出するなど、市民参加型行政の仕組みを構築し、市民が市政に参画できる機会の充実を図ります。

• 民間活力の活用

行政が果たすべき責任や行政サービスの維持向上に留意しつつ、民間誘致の促進や民間委託など、民間事業者の有する知識や経験を活用することで最適なサービスのあり方について検討します。最小の費用で最大の効果を目指すとともに、職員が中核業務に注力することで、行政サービスの更なる向上を目指します。

• 企業等との連携

多様な主体によるまちづくりを推進するため、互いの強みを活かした連携の可能性を検討し、共に地域の発展を目指します。企業との包括連携協定^{※9}を始めとする公民連携の取組や、他自治体との共同PR活動、事業実施等の推進により、地域の活性化や災害への対応など、さまざまな共通課題の解決を図ります。

• 指定管理者制度^{※10}の適正な運用

多様化する行政ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公共施設の管理に民間の能力を活用しつつ、行政サービスの向上と経費節減等を目的とする指定管理者制度の導入を推進します。導入にあたっては、公の施設の設置目的を効果的に達成するという制度の趣旨を踏まえ、既導入施設における更新や新規導入施設について検討します。

• ごみ減量化の推進

協働による循環型社会を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促しリサイクル活動を推進するなど、廃棄物の発生抑制と再資源化を推進します。また、ごみや環境問題の実態に関する情報提供、啓発活動にも取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）^{※11}を踏まえ環境保全意識の高揚とごみの減量化に努めます。

取組方針2 持続可能な財政基盤の確立

各施策の推進を支える安定した財政基盤を確立するため、積極的な財源の確保と効率的かつ効果的な行財政運営を目指します。収入の増加に取り組む一方で、将来への投資となるよう、将来負担までを見極めた支出のあり方について研究していかねばなりません。現在と将来世代の負担の公平性を確保しながら、発展し続ける持続可能な行財政運営を目指し、取組を進めます。

予算編成方法の見直し

限られた財源を有効に配分し、事業の有効性や緊急性に基づいた選択と集中による予算編成を実施します。シーリング^{※12}等のさまざまな手法を含めた、より有効的な予算編成方法について継続的に調査研究を行います。

また、特別会計への一般会計繰出金^{※13}（基準外）の精査や、公債費^{※14}の抑制に努めます。

• 積極的な財源の確保

自立的な財政運営を目指し、広報紙や市ホームページ、Facebook（フェイスブック）で広告主の募集を行いながら、公共施設循環バスなど、広告収入を得られる可能性のある媒体による収入の確保に努めます。加えて、発送封筒への広告掲載や、スポンサー制度による図書館雑誌の充実など、財政負担を極力抑えながら行政サービスの充実を図る取組を進めます。

また、行政プロモーションと財源獲得を目指し、GCF（ガバメントクラウドファンディング）^{*15}の活用事業について検討します。

その他、国や府の動向に注視しつつ、新たな補助金の獲得について、積極的な情報収集を実施し、財源獲得に努めます。

• 人件費の削減

職員の給与制度について、他市の状況や人事院勧告^{*16}等にも注視しながら、給与制度の見直しを適宜、実施し、適正化と情報公開に努めます。

また、市独自の施策として、特別職と職員の給与削減を実施しており、特別職においては、令和元年8月より削減率を増やすことで更なる財政健全化の取組を進めています。今後も、社会一般の情勢へ適応することや財政状況を考慮し、削減の継続などにより人件費の抑制に努めます。

• 市有財産の有効活用

市が保有する財産は市民の貴重な財産であり、最適な活用が求められるため、保有する財産を適切に把握し管理に努めます。また、市有財産のうち特に遊休、未利用のものについて、転用・貸付・売却など、状況に応じた最適な方法での有効活用を検討、推進します。

• 受益と負担の明確化

市が提供する行政サービスについて、サービスに係る全てのコストを算出し、応益負担の原則や公共性の程度などを考慮しつつ基準の明確化に努めます。また、受益者負担の適正化（公平化）を図るため、新たな基準を定め、使用料・手数料等の料金について見直しを検討します。

• 補助金の見直し

これまで、団体に対する補助から事業に対する補助へ切り替えるなど、補助金制度の見直しを実施してきましたが、それぞれの補助金の必要性、効果性、公平性の観点から、縮小・廃止を含めた更なる見直しを検討するとともに、財政状況を踏まえ、総額の抑制に努めます。

• ESCO事業^{*17}の推進

省エネルギー化とCO₂削減を達成するとともに、省エネルギー改修で実現する光熱水費の削減額を、改修費用の一部に充てることにより、財政負担の軽減・平準化となり、公共施設

の最適化にもつながるE S C O事業を推進します。

取組方針3 事業・施設の最適化

限りある経営資源を最大限に有効活用するため、事業の効率化と行政サービスの向上を目指します。また、市の重要な資源である公共施設について、市民の利便性等を踏まえた最適なあり方について検討し、施設更新時期を迎えるにあたっては、建て替えのみならず将来の財政負担の均衡を図りながら、あらゆる手法を視野に入れ、最適化に努めます。

・ICTの活用による事務改善

人口減少が進む中、新たに発生する行政課題に対応し、行政サービスを維持し続けるためには、AI^{※18}やRPA^{※19}などのICT技術の活用による既存業務の効率化・省力化が大きな課題となっています。

そのため、先進的な自治体の活用事例を研究し、ペーパーレス化や事務の自動化などの事務改善に取り組みます。

・ファシリティマネジメント^{※20}の推進

市の保有する施設について、公共施設保全計画に基づき、市民生活や事業活動における安全性及び利便性を確保し、建築物の長寿命化、ライフサイクルコスト(LCC)^{※21}の縮減及び財政負担の平準化を図ります。

また、公共施設再編基本計画に沿って、施設の多機能化(集約化・複合化)や統廃合、用途の転換などについて検討を進めます。

・学校のあり方や適正な施設数について

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を育む教育活動を推進します。

また、学校が地域コミュニティの拠点施設となり、地域に根差した教育活動ができるよう、地域連携型の小中一貫校教育を視野に入れ、市立小中学校のあり方や適正規模、適正配置について調査研究を行います。

・地方公会計^{※22}の活用

財政の透明性を高めるとともに、説明責任を果たし、財政の効率化・適正化を図るため、複式簿記^{※23}、発生主義^{※24}に基づき統一的な基準による財務諸表を作成し、公表します。また、作成した各諸表については、経年での比較や他市町村との比較を行うなど、有効な活用方法について引き続き検討します。

・税等の納付手段の拡大

納付者の更なる利便性向上を目指し、クレジットカードや電子決済、さまざまなキャッシュレス決済の導入による納付チャンネルの拡大について検討します。

取組方針4 組織の活性化

人材は最大の経営資源であると捉え、多様化・複雑化する行政課題や行政ニーズに対応しうる主体的な政策形成能力を持った職員の育成を図るとともに、多様な人材が存分に力を発揮できる環境づくりに努めます。また、管理職を中心とした組織マネジメントのもと、組織力の強化を図りながら、プロジェクトチームなどの横断的な組織の活用を含めた、より効率的・効果的な組織の構築に取り組みます。

• 効率的な組織体制の構築

スリムで効率的な組織体制を構築することで、組織活力の向上を目指します。また、必要な事業をより早く、より低コストで実施することで、行政サービスの向上と効率化を図ります。特定の課題に対しては、プロジェクトチームなどの組織体制を設けることにより、弾力的な事務執行体制を構築します。

• 人員の適正化

多様化・高度化する行政ニーズに対応しつつ、安易に職員数を増加するのではなく、業務の合理化・効率化を図るとともに、職員一人ひとりが業務改善に取り組み、限られた人員の中で対応できる適材適所の人員配置を目指し、適正化に努めます。

• 人材の確保と育成

職員の新規採用にあたっては、採用試験における受験資格の最終学歴を撤廃、職種に応じて受験年齢を拡大するなど、幅広い層を対象として行っています。今後も引き続き、人物重視の観点に基づく試験項目や実施方法を検討し、優れた資質、能力を持った人材の確保に努めます。

採用後は、さまざまな分野の研修や、国や府への職員派遣、ジョブローテーション^{*25}や昇任試験等の機会を通じ、幅広い能力を持ち、柔軟な発想ができる職員の育成に努めます。

• 人事評価制度の充実

職員の働く意欲向上や人材育成等を図るため、人事評価の実施とその結果を給与処遇に反映させています。今後に向けて、より一層、組織の活性化につながる方策を検討し、制度設計について継続して調査研究を行います。

• ワーク・ライフ・バランス^{*26}に配慮した環境の整備

働き方関連法案にある3つの柱、「長時間労働の是正」・「正規・非正規の不合理な処遇差の解消」・「多様な働き方の実現」を目指します。各休暇・休業制度の取得率向上やノー残業デーの明確化などにより、仕事の効率・パフォーマンスの向上とプライベートの充実の相乗効果を図り、ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備に努めます。

IV 取組期間と推進方法について

1. 取組期間

本指針における改革の取組期間は、総合計画（後期基本計画）の推進と合わせ、令和2年度から令和5年度までの4か年とします。

	8年間(基本構想期間)							
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
第五次総合計画 基本構想	→							
基本計画	→ 前期基本計画				→ 後期基本計画			
行財政改革 の取組	→ 行財政改革推進プラン 2016				→ 行財政改革指針			

2. 推進体制

目標達成に向けた取組の進捗状況の共有や、新たな改革を進めるため、引き続き、市長を本部長とする「行財政改革推進本部」を中心に推進します。

また、関係部署間の連携を図りながら取組を進めていくため、必要に応じてプロジェクトチーム等を設置し、課題の検討、調査を行うなど、より効果的な行財政改革の実施を図ることのできる体制整備を行うこととします。

3. 推進状況の確認

行政組織運営全般について、計画(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のマネジメントサイクルのもと、不断の点検を行いながら、継続的に改善や見直しを行います。

4. 具体的な推進方法

「Ⅲ 新たな指針」における基本目標の下に掲げる個別の取組項目については、他の計画等と整合を図りながら具体化し、計画的に推進します。また、取組の状況については、市ホームページ等を活用しながら、公表することとします。

<資料編>

1. 財政収支見通しの前提条件（一般財源ベース）

令和元年度から令和5年度の普通会計決算収支見通しについては、次の考え方により見込んでいます。

普通会計収支見通し（令和元年12月末現在）【一般財源ベース】

（単位：百万円）

項目	年度	令和元年度 見込	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
市 税		8,279	8,264	8,161	8,187	8,198
地方交付税・臨時財政対策債		5,097	5,174	5,174	5,174	5,174
地方譲与税・各種交付金		1,461	1,609	1,710	1,712	1,712
繰入金（財政調整基金）		100	100	400	610	533
その他		609	638	641	639	641
歳入合計		15,546	15,786	16,086	16,322	16,257
人件費		3,554	4,005	3,989	4,039	4,097
扶助費		2,100	2,175	2,205	2,235	2,265
公債費		1,327	1,443	1,639	1,709	1,624
投資的経費		179	180	157	140	150
繰出金		2,170	2,219	2,270	2,322	2,376
その他		6,216	5,763	5,826	5,876	5,915
前年度繰上充用金		0	0	0	0	0
歳出合計		15,546	15,786	16,086	16,322	16,427
実質収支		0	0	0	0	▲ 170

※表示単位未満を四捨五入している関係で、合計と内訳の計算が合わない場合があります。

【歳入】

○市税

個人市民税：令和元年度は滞納繰越額の減少により微減、その後は横ばいと見込んでいます。

法人市民税：令和元年度は横ばいを見込んでいますが、令和2年度は税率改正により減収が予測され、その後は横ばいと見込んでいます。

固定資産税・都市計画税：著しい地価の上昇及び大規模な開発が見込めないため、令和3年度以降は減収傾向が続くと見込んでいます。

市たばこ税：法改正により一部増額が想定されるものの、全体では減収を見込んでいます。

○地方交付税・臨時財政対策債

国が示す令和2年度の地方財政対策を踏まえて見込んでいます。

○地方譲与税・各種交付金

令和元年度決算見込額及び一部、令和2年度地方財政対策の内容を踏まえて見込んでいます。なお、各種とは、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税

交付金、環境性能割交付金（自動車取得税交付金）、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、法人事業税交付金です。

○繰入金

財政調整基金からの繰入金で、各年度での歳入と歳出の差額を見込んでいます。この収支見通しでは令和5年度末で財政調整基金が枯渇する可能性を見込んでいます。

○その他（歳入）

諸収入、財産収入などで令和2年度以降は6億4千万円前後を見込んでいます。

【歳出】

○人件費

令和2年度からの会計年度任用職員制度による人件費の増加見込み及び各年度の職員数の増減の動向や退職手当の見通し等を踏まえて見込んでいます。

○扶助費

高齢化や少子化の進行への対応を踏まえて全体では増加を見込んでいます。

○公債費

平成30年度までの既発債と、令和元年度以降想定される、投資的経費の財源となる新発債及び臨時財政対策債の元利償還金を見込んでいます。

○投資的経費

これまでの投資的経費にかかる一般財源ベースの状況を踏まえた額で見込んでいます。

○繰出金

高齢化の進行を踏まえ、社会保障経費の特別会計への繰出の増加を見込んでいます。

○その他（歳出）

物件費は、令和2年度からの会計年度任用職員制度により、物件費で位置づけられていた賃金が人件費に移行することによる減少見込みを踏まえ、過去の傾向等から一定の増加を見込んでいます。補助費等は、一部事務組合負担金は現状程度で見込み、それ以外は、過去の決算状況を踏まえて見込んでいます。維持補修費は、施設の老朽化への対応もあり、近年の決算状況を踏まえて見込んでいます。

○繰上充用金

この収支見通しでは、令和5年度で実質収支が赤字となる見込みとしているため、令和5年度までは繰上充用金の発生を見込んでいません。

2. 行財政改革推進プラン2016の進捗状況

【方針1】市民サービスの提供主体の見直し			算定可能な効果額	10,694千円
取組項目	取り組みの考え方	所管課	令和2年1月時点 進捗状況	
(1) 指定管理者制度の活用				
新規導入可能な施設の検討	既存導入施設の更新や、新規に導入可能な施設を検討する。	行財政管理課 関係課	図書館、生涯学習センター、体育館の指定管理者制度導入を検討したが、短期的には財政効果が見込めないことから平成28年度時点での導入は見送ることとなりました。令和元年8月より、社会情勢の変化等を踏まえ、改めて指定管理者制度導入を含めた施設の有効活用について検討を進めています。	
(2) アウトソーシングの推進				
民間委託の導入について	定型的な業務や事務事業について、サービス面、経費面等から効果が認められる場合は、積極的に民間委託する。	市民課 関係課	平成29年5月末をもって市営葬儀を廃止し、同年6月よりあらたな葬儀制度である「生活困窮者のための葬儀～ふれあい葬～」の提供を開始しました。これを機に、葬儀業務は市職員ではなく委託業者が行うこととし、毎年度有資格者台帳に記載されている3社と契約を締結しています。なお、この葬儀は生活困窮者向けであるため、最後の受け皿として一定のニーズが見込まれると想定しており、今後も継続して行っていく予定です。	
民間誘致の検討について	市が行う事業等について、民間事業者の誘致（民設民営等）により、サービス面、経費面等から効果が認められる場合は、民間事業者を誘致する。	こども政策課 保育幼稚園課 学校教育課 関係課	保育所等における待機児童と定員を超えた受入れの解消を目的に、平成29年4月に「ふじみ緑地」において民間保育施設事業者の公募を開始し、同年11月に社会福祉法人さとうび会を選定しました。平成30年2月にさとうび会より近隣住民に対する説明会が行われ、平成31年1月より施設建設工事を開始し、令和2年4月に（仮称）ふじみ保育園が開所予定です。また、地域子ども・子育て支援事業として、保育所での一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業、また本市では未実施となっていた病後児保育事業を、開所と同時に実施予定です。	
公立保育所の民営化について	公立保育所の民営化について検討する。	保育幼稚園課	待機児童解消や子ども達への安全対策に向けた取り組みを重点的に進めており、保育ニーズに応えるための方策として検討します。	
【方針2】職員の意識改革と人材の育成			算定可能な効果額	-
取組項目	取り組みの考え方	所管課	令和2年1月時点 進捗状況	
(1) 組織体制の整備				
効率的な組織体制の構築	簡素で効率的な組織づくりと有用な人材の育成に努めます。	人事課	様々な分野の研修を企画することで、幅広い能力を持ち、柔軟な発想ができる人材の育成に努めています。また研修だけではなく、国や府への職員派遣、ジョブローテーション、人事評価、昇任試験等の機会も通じ、引き続きさらなる知識技能の習得や職員の能力開発に努めています。	
(2) 人事評価制度の構築				
人事評価制度の充実	職員のモチベーション向上を図り、組織の活性化に資する人事評価制度の導入を検討する。	人事課	評価点に基づきSからDの五段階で評価し、平成30年度より人事評価結果を勤労手当に最大で6%の加算と10%の減額により反映しています。	
【方針3】ICTの活用による業務改善等			算定可能な効果額	9,564千円
取組項目	取り組みの考え方	所管課	令和2年1月時点 進捗状況	
(1) ICTを活用した業務改善の推進				
業務効率化の推進	ICT技術（仮想端末（シンクライアント）等）を活用し、機器等の資源の省力化・集約化を図り、業務の効率化を図り、コストの削減を図る。	政策推進課 関係課	平成27年12月に国より示された自治体情報セキュリティ強靱化向上モデルに基づき、平成29年度に庁舎ネットワークも、インターネットを分離し、住民情報系、L GWAN系、インターネット系の3つのネットワークとなりました。この大幅な変更の際に、仮想端末（シンクライアント）等を活用し、物理PCの増加を大幅に抑制し、コストや資源の省力化・効率化を行うことができました。さらには、各種システムサーバのうち、仮想化可能なものについては、仮想化を実現し、機器の管理などの効率化に大きく資することができました。	
業務改革と個人情報情報の安全な運用	クラウドの活用とITガバナンス強化について検討する。	政策推進課 関係課	自治体情報セキュリティ強靱化に伴うネットワーク分離の実施や個人番号制度の開始に対応するため、国のガイドラインに従い、市のセキュリティポリシーを全面改定し、ITガバナンス強化を実施しました。また、情報セキュリティ強化や冗長性の担保、コストなどを総合的に検討し、クラウド利用が可能なシステムやサービスについて、順次、利用開始やシステム移行を行っています。	
【方針4】公共施設等の最適化			算定可能な効果額	175,590千円
取組項目	取り組みの考え方	所管課	令和2年1月時点 進捗状況	
(1) 各公共施設のあり方について検討～最適化まで				
ファシリティマネジメントの推進	公共施設等の長寿命化、廃止、集約、一元管理等を検討する。	資産活用課	公共施設再編基本計画に沿って検討しており保全サイクル、保全周期等の見直しを行いました。	

保育所・幼稚園・こども園のあり方について	保育所・幼稚園・こども園のあり方について検討する。	こども政策課 保育幼稚園課 学校教育課	平成29年5月より、本市の公共施設マネジメントにおける重点取組として市立幼稚園及び保育所のあり方検討を行い、市立幼稚園における学級人数の低下が喫緊の課題となっていること、施設の全体配置を含む検討には今後の利用ニーズの経過観察や、幼児教育・保育の実施方法について専門的な審議に諮ることが必要であると判断したことから、再編実行計画を前期と後期に分割し、平成30年8月に藤井寺市立幼稚園・保育所再編実行計画（前期計画）を策定しました。これにより、一部の市立幼稚園を統合することとなりました。（統合予定：平成30年度末に川北分園を廃止。令和元年度末に道明寺東幼稚園を道明寺南幼稚園へ、藤井寺西幼稚園・野中分園を藤井寺南幼稚園へ統合。令和2年度末に藤井寺北幼稚園を藤井寺幼稚園へ統合。） 後期計画策定に向けて、来年度以降藤井寺市子ども・子育て会議の下に部会を設置し、市立幼稚園・保育所及び、こども園の果たす役割やあり方等について審議する予定です。
市立小中学校の統廃合について	一学年、単学級が常態化した場合、本格的に検討する。	教育総務課	現時点においては、一学年、単学級が常態化しておらず、近くそうなるという状況にもないため、具体的な取り組みには至っていません。
藤井寺駅南駐輪・駐車場のあり方について	藤井寺駅南駐輪・駐車場の有効活用について検討する。	環境政策課	市内3駅周辺の環境整備として、放置自転車・バイクの撤去や駐輪駐車場の運営を行いました。平成27年度末に駐輪場整備のために借り入れた長期借の償還が終了し、平成30年度は黒字化を達成しました。今後は、老朽化が進む駅南立体駐車場について、より利用してもらいやすい施設となるよう、平面化工事を検討しています。
【方針5】持続可能な財政基盤の構築			算定可能な効果額 589,408千円
取組項目	取り組みの考え方	所管課	令和2年1月時点 進捗状況
(1) 積極的な財源の確保			
広告収入、ネーミングライツ、ふるさと納税（企業版）等、財源の積極的な確保	広告収入や施設のネーミングライツ、ふるさと納税（企業版）等の財源確保策について、取り組み可能な限り積極的に取り組む。	秘書広報課 総務課 資産活用課 関係課	計画期間前からの財源確保の取り組みとして、広報誌や市のホームページの広告募集、庁舎内の案内広告募集、循環バス車内外の広告募集、市税通知等の封筒における広告募集を実施してきました。 また、平成29年度より広告付きAEDの導入、ヤフーオークションでの不用品売却を実施。平成30年度より図書館スポンサー制度を実施しました。更に令和元年度からはGCF（ガバメントクラウドファンディング）を実施し、歳出抑制及び歳入確保に取り組んでいます。
(2) 受益と負担の明確化			
施設使用料等の改定	消費税率の改正等に伴う市歳出の増加を踏まえ、使用料（手数料）について、受益者負担の適正化（公平化）を図る。	協働人權課 スポーツ振興課 生涯学習課	消費税率引き上げに伴う施設使用料の改定を令和2年4月1日より実施します。
ごみの有料化	ごみの減量化のための収集有料化について検討する。	清掃課	家庭ごみの有料化について調査、検討しました。 有料化の第一の目的はごみの減量化であり、有料化を導入した多くの自治体では、廃棄物量の増加に直向き、早急にごみ減量化に取り組む必要に迫られていたことや、焼却施設の延命化を目的として取り組まれています。本市における近年の家庭系ごみ排出量については減少傾向にあります。 また、週二回の燃えるごみはステーション収集方式を採用しており、市民の皆様にご協力をいただくことで、一定の収集コストの削減ができていますこと、ごみ焼却事業については柏原市・羽曳野市との一部事務組合を構成していることを踏まえ、関係2市及び府下市町村の動向に注視しながら、市民の皆様へさらなるご負担を求める有料化については、引き続き慎重な検討が必要であると考えています。
(3) 市有財産の有効活用			
市有財産の有効活用	貸付や売却により有効活用が図れる可能性のある土地について、積極的に取り組む。	資産活用課	計画期間中に林梅が園線の残地をはじめとする土地の売却を実施し、藤井寺西小学校西側倉庫残地を売却予定としており、市有財産の有効活用を図っています。
(4) 人件費の削減			
財政健全化のため、人件費を削減	財政健全化のため、定員の適正化に努め、人件費を削減する。	人事課	特別職給料のカット（平成28年4月～平成31年4月：5%カット）（令和元年8月～：20%カット）を実施し、副主査級以上の職員についても、階級に応じて給料カットを継続実施（1%～5.9%）しています。 また、平成29年度より日当の廃止も実施しました。
(5) 電力需給契約先の見直し			
公共施設等の電力需給契約先の見直し	低圧区分の公共施設等の電力需給契約先について、関西電力から特定規模電気事業者（PPS）へ切り替えを検討する。	資産活用課 行財政管理課 契約検査課 関係課	高圧区分については平成27年10月、低圧区分については平成29年10月より契約先を変更し、毎年度見直しを実施しており、歳出削減に努めています。

(6) 事務事業の見直し(経費の縮減)			
補助金の見直し	必要性、効果性、公平性の観点から継続的に補助金の見直しを図る。	行財政管理課 関係課	毎年度の予算編成時において、補助効果を確認し、必要性等を精査していますが、補助金総額は増加傾向にあります。 今後も事業内容や他市の状況等も情報収集しながら適切な補助金執行となるよう努めていきます。
障害者福祉金 の見直し	障害者福祉金個人給付の見直しについて検討する。	福祉総務課	個人への金銭給付という実施方法や、大阪府内の状況を踏まえ、持続可能な行財政運営を図っていく観点から、平成29年度末をもって廃止しました。
敬老祝寿金 の見直し	敬老祝寿金の見直しについて検討する。	高齢介護課	個人への金銭給付という実施方法や、大阪府内の状況を踏まえ、持続可能な行財政運営を図っていく観点から、平成29年度末をもって廃止しました。
(7) その他			
一般会計繰出金 (基準外分)の 精査	特別会計等への一般会計繰出金(基準外分)について毎年度、決算状況を踏まえ、精査する。	行財政管理課 関係課	各特別会計の財政状況や受益と負担の公平性の確保という観点も踏まえながら、十分に調整のうえ、毎年度の基準外繰出分を精査し、繰出額の抑制に努めています。
投資的経費の適 正化	施設の老朽化等に伴い、投資額の増加が見込まれるが、国庫支出金等の財源確保に努め、事業費の平準化を図る。	行財政管理課 関係課	公共施設の建替えや修繕にあたり、人命に関わる経費は必要分として支出している。また、財源確保に努めつつ、新規事業の抑制や実施時期の見直しなど、事業費の平準化を図っています。
公債費の抑制	投資的経費の増加に伴い、公債費の増加が見込まれるが、次世代への過度の負担とならないよう地方債発行を抑制する。	行財政管理課 関係課	大規模修繕や建替え等は計画的に進めているが、投資的経費の増大に伴い地方債残高は増加が続いています。過度な負担とならないよう地方債発行を抑制するとともに、地方債発行にあたっては、より低利な国や府の貸付金等を獲得できるよう努めており、世代間公平性の観点からも起債発行の説明責任を果たしていきます。
【方針6】 統一的な基準による地方公会計制度の整備促進			算定可能な効果額 -
取組項目	取り組みの考え方	所管課	令和2年1月時点 進捗状況
(1) 新地方公会計制度の整備促進			
新地方公会計制 度の整備促進	複式簿記、発生主義の考え方に基づき、統一的な基準による、固定資産台帳を含む財務書類等の作成。	行財政管理課 資産活用課 会計室 関係課	平成28年度末に固定資産台帳を作成し、翌年29年度末に統一的な基準による財務書類を作成しました。 これらの内容を経年で比較したり、類似団体と比較することなどを含め、具体的な活用方法について今後検討を進めます。
【追加取組】【方針5】 持続可能な財政基盤の構築			算定可能な効果額 5,462千円
取組項目	取り組みの考え方	所管課	令和2年1月時点 進捗状況
ガス需給契約先の見直し			
公共施設等のガ ス需給契約先 の見直し	公共施設等のガス需給契約先について、財政面で効果を見込める契約先へ切り替えを検討する。	資産活用課 行財政管理課 契約検査課 関係課	平成30年10月より、従来より安価な料金となる契約を締結することにより、歳出削減に努めています。

3. 用語解説

番号	用語	解説	掲載ページ
※1	地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整して、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供されるように財源を保障するため、国税のうち5税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合が、財源の不足する地方自治体に交付されるもの。	2
※2	国庫支出金	地方公共団体が行う特定の事務・事業に対し、国から交付される給付金の総称のこと。	2
※3	財政調整基金	年度間の財源の不均衡をならすための積立金。地方財政法で、設置が義務付けられている。取り崩せるのは、①財源不足時の穴埋め、②災害のいずれかに限られる。	2, 3, 5
※4	早期健全化基準	この基準を越えた場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化を図らなければならない。国の勧告を受ける場合がある。	2, 5
※5	早期健全化団体	早期健全化基準を越えた自治体を指す。地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標のうち、一つでも基準値を超えると指定される。財政健全化計画の策定が義務づけられ、取り組みが不十分であれば国が府から勧告を受けて財政運営に関与される。	2, 3
※6	実質収支	一会計年度の決算において、収支が赤字か黒字かをみるための指標で、歳入額から歳出額を控除し(形式収支)、その額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額のこと。	2, 3, 5
※7	ICT	Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。	6, 10
※8	公益活動団体	自発的な意志によって行われる非営利かつ継続性を有する公益の増進のために行われる活動を実施する団体のこと。	6, 7
※9	包括連携協定	地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かして協力しながら課題解決に対応するための大枠を定める枠組みのこと。	8
※10	指定管理者制度	公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体の指定するものに、当該施設の管理を行わせる制度のこと。	8
※11	SDGs (持続可能な開発目標)	2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標で、その下に、169のターゲット、232の指標が定められています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき課題であり、自治体などが取り組むべき目標のこと。	8
※12	シーリング	予算の総額を抑えるため、次年度の予算編成にあたり、要求の基準(上限)を設ける仕組みのこと。	8
※13	繰出金	一般会計と特別会計、または特別会計間で支出される経費。地方公共団体の一般会計から、介護保険事業会計・国民健康保険事業会計・地方公営企業会計などに対して繰り出される負担金などのこと。	8
※14	公債費	地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計のこと。人件費、扶助費とともに義務的経費のひとつで、府からの貸付金の返還金及びその利子が含まれる。	8
※15	GCF(ガバメントクラウドファンディング)	自治体が事前に事業資金の用途を限定し、賛同者から寄付金を募集する仕組みのこと。	9

番号	用語	解説	掲載ページ
※16	人事院勧告	人事院が、国会、内閣、関係大臣その他機関の長に行う、国家公務員の一般職職員の「給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告」のこと。	9
※17	ESCO事業	Energy Service Company(エネルギー・サービス・カンパニー)の略で、省エネルギー改修にかかる経費を改修後の光熱水費等の削減分で賄う事業のこと。	9
※18	AI	Artificial Intelligence(アーティフィシャル・インテリジェンス)の略で、人工知能のこと。	10
※19	RPA	Robotic Process Automation(ロボティック・プロセス・オートメーション)の略で、デスクワーク(主に定型作業)をパソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念のこと。	10
※20	ファシリティマネジメント	公共施設等を市の資産と捉え、経営的視点から分析・検討することで、最適化を図り、適正に維持管理していくための手法のこと。	10
※21	ライフサイクルコスト(LCC)	建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。	10
※22	地方公会計	「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用といった中・長期的な視点に立った自治体経営の強化に資するもの。	10
※23	複式簿記	簿記とは、様々な経済活動を一定のルールに従って会計帳簿に記録し、さらにその会計帳簿に基づいて財務諸表を作成するまでの一連の流れのことをいい、複式簿記とは、全ての簿記的取引を、その二面性に着眼して記録していき、貸借平均の原理に基づいて組織的に記録・計算・整理する記帳法のこと。	10
※24	発生主義	現金の収支とは関係なく、収益または費用をその発生を意味する経済的事実に基づいて計上する考え方。現金支出を伴わないコストである減価償却費などを把握することができる。	10
※25	ジョブローテーション	職員の能力開発を目的として、定期的にさまざまな部署への異動や職務の変更を行うこと。	11
※26	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。	11